

議案第109号

大田原市道路整備事業負担金徴収条例の制定について
大田原市道路整備事業負担金徴収条例を別紙のとおり制定する。

令和2年11月30日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市道路整備事業負担金徴収条例

(趣旨)

第1条 この条例は、道路法（昭和27年法律第180号）第61条第1項の規定により、市が施行する道路整備事業（以下「道路整備事業」という。）の費用の一部に充てるための負担金（以下「負担金」という。）を徴収することについて、同条第2項の規定により必要な事項を定めるものとする。

(負担金の徴収を受ける者)

第2条 負担金の徴収を受ける者は、道路整備事業によって著しく利益を受けるもの（以下「受益者」という。）とする。

(負担金の額)

第3条 受益者が負担する負担金の額は、当該受益者が著しく利益を受ける道路整備事業に係る費用の範囲内で市長が定める額とする。

(負担金の徴収)

第4条 市長は、負担金の額を決定したときは、受益者に対し速やかに納入通知書により通知するものとする。

2 受益者は、当該負担金に係る道路整備事業が完了した日から1月以内に負担金を納付しなければならない。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、負担金の徴収に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。